



問い合わせ先  
釜石海上保安部  
警備救難課 課長 池田 隆  
TEL0193-22-3825

令和7年7月23日  
釜石海上保安部

## 「レジヤ－密漁」は犯罪です！ ～釜石海上保安部、令和5年13名、令和6年9名を検挙～

釜石海上保安部では、夏場に増加する「レジヤ－密漁」を防止するため、パトロールや取締りを強化します。

### 1 レジヤ－密漁について

例年7月～9月、一般の人が個人消費を目的に磯遊びの延長で「あわび」「なまこ」「うに」等を捕る、いわゆる「レジヤ－密漁」が増加しています。

岩手県のほとんどの沿岸部には「漁業権」が設定されているため、一般の人が、漁業権の対象となっている「あわび」「なまこ」「うに」等の水産動植物を捕ることができません。

漁業権の設定された場所で、一般の人が漁業権の対象生物を捕ると、漁業権の侵害となり、密漁となります。

地元漁業協同組合では「あわび」「なまこ」の種苗を放流した上、「あわび」「なまこ」「うに」漁業の操業日を制限するなど、水産資源の枯渇を防ぐ取り組みを行っています。



押収した採捕物（あわび）

## 2 主な違反について

### (1) 漁業法

#### ア 特定水産動植物の採捕（3年以下の拘禁刑又は3,000万円以下の罰金）

「あわび」「なまこ」は特定水産動植物に指定されており、漁業権や許可に基づく場合を除いて捕ることが禁止されています。

#### イ 漁業権の侵害（100万円以下の罰金）

一般の人が海で遊んでいるときに、漁業権が設定されている海域において、「あわび」「なまこ」「うに」等、漁業権の対象となっている水産動植物を捕る行為が「漁業権の侵害」に該当する場合があります。

### (2) 岩手県漁業調整規則

#### ア 採捕禁止期間（6月以下の拘禁刑若しくは10万円以下の罰金）

「あわび」「なまこ」は採捕禁止期間が設けられており、当該期間にあつては、漁業者であっても採捕することが禁止されています。

※禁止期間 あわび 3月1日から10月31日まで

なまこ 4月1日から7月31日まで

#### イ 体長等の制限（6月以下の拘禁刑若しくは10万円以下の罰金）

資源保護のため、岩手県では殻長9センチメートル以下の「あわび」、殻径5センチメートル以下の「きたむらさきうに」、殻径4センチメートル以下の「えぞばふんうに」の採捕は禁止されています。

#### ウ 遊漁者等の漁具漁法の制限（科料）

岩手県では、レジャーで使用しても良い漁具又は漁法については以下のとおりのもので決められています。

- ・ 竿釣及び手釣
- ・ たも網及びさで網
- ・ 投網（船を使用しないものに限る。）
- ・ くまで（柄の長さが50センチメートル以内のものに限る。）
- ・ 徒手採捕

#### ※違反の例示

マイナスドライバーなどを使用して岩場から貝を剥がし捕る行為

やす、銚子を使用して魚を捕る行為

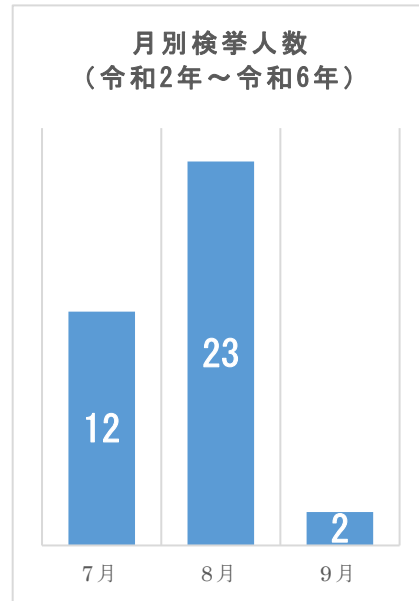
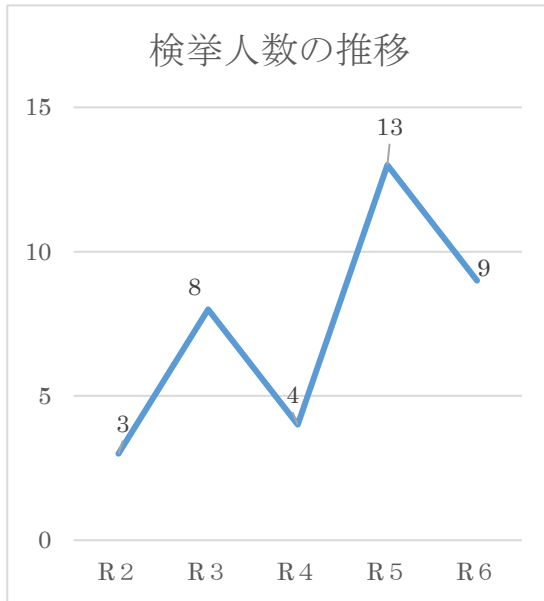
かに籠等を仕掛けて水産動物を捕る行為

## 3 「レジャー密漁」の検挙状況について（令和2年から令和6年）

釜石海上保安部では、令和2年から令和6年までの間、一般の方が「あわび」等を採捕して漁業権を侵害したとして37人を検挙しています。

年別では、令和2年3人、令和3年8人、令和4年4人、令和5年13人、令和6年9人となっております。

例年7月から9月に認められ、気温が高い7月と8月に集中しています。



#### 4 検挙事例について

- (1) 令和4年7月、岩手県上閉伊郡大槌町所在、吉里吉里漁港付近海域において、「あわび」23個を採捕し、漁業権を侵害したものの。
- (2) 令和5年8月、岩手県釜石市両石町所在、水海総合公園（愛の浜海岸）付近海域において、「あわび」102個を採捕し、漁業権を侵害したものの。
- (3) 令和6年8月、岩手県釜石市両石町所在、水海総合公園（愛の浜海岸）付近海域において、「あわび」79個を採捕し、漁業権を侵害したものの。